

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 62 年 5 月まで

母は、「昭和 61 年 2 月か同年 4 月頃に国民年金の加入通知が送られてきて、学生でも加入していなければ、けがをした時に障害年金を受け取れないと言われたので加入し、保険料も間違いなく納付した。」と言っており、その時に交付された年金手帳も所持している。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、申立人の父親と共に国民年金保険料を完納しており、申立期間を含め、昭和 50 年度以降は前納している上、申立人の弟も被保険者であった期間の保険料を全て前納により完納していることから、申立人の母親の国民年金制度への関心と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の母親は、「昭和 61 年 2 月か同年 4 月頃に国民年金の加入通知が送られてきた。学生でも国民年金に加入していなければ、けがをした時に障害年金が受け取れないと言われたので加入した。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月 10 日に A 市で払い出されているが、これとは別に、申立期間当時居住していた B 市において、昭和 61 年 5 月 2 日に職権適用で手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人と払出日が同じ被保険者の保険料納付状況等から、実際の払出時期は同年 4 月頃と推認される。

さらに、オンライン記録によると、B 市で払い出された国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格は、昭和 61 年 5 月 26 日に取り消されているが、母

親は「国民年金に加入し、保険料を納付後に年金手帳が送付されてきた。」と述べており、B市は「この頃の20歳到達者の職権適用の方法は対象者に往復はがきを送付し、加入の意思表示をした被保険者には、すぐに年金手帳を送付していたようだ。おそらく加入勧奨に応じなかった被保険者には年金手帳は送付していなかったと思われる。」と述べており、申立人が所持する年金手帳によると、20歳到達日を資格取得日として国民年金の強制被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人の母親は、「家族が毎年前納しているので昭和61年4月に家族の保険料と一緒にまとめて納付したか、娘の保険料だけを納付後、残りの昭和61年度分は家族の保険料と一緒に年払いしたと思う。」と具体的に述べているところ、B市によると、「4月に前納申出があった場合、1月が取得月であれば、1月から3月までの現年度納付書をまず送付し、その後すぐ4月から翌年3月までの前納納付書を送付したと思われる。」と述べており、申立人の母親の主張する納付方法と符合するとともに、この時点で申立期間のうち昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料を現年度納付することが可能であったものと推定できる。

一方、申立期間のうち、昭和62年4月及び同年5月については、申立人の母親は、「1年後にまた納付書が送られてきた時は、すぐ就職するかもしれないので月払いした。」と述べているが、オンライン記録によると、61年5月26日に被保険者資格が取り消されており、B市において昭和62年度の納付書が発行される昭和62年4月の時点において、申立人は被保険者資格を有していなかったと考えられることから、申立人に対し、当該期間に係る納付書が発行されたとは考え難く、当該期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年 3 月 21 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22 年 1 月 10 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 18 年 3 月から同年 7 月までは 40 円、同年 8 月から 19 年 7 月までは 50 円、同年 8 月から 21 年 3 月までは 90 円、同年 4 月から同年 12 月までは 330 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 21 日から 22 年 5 月 31 日まで

A 社における厚生年金保険の被保険者記録を日本年金機構に照会したところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の保存状態が悪く、資格取得日は確認できたが、資格喪失日は不明であるとの回答を得た。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び B 健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 18 年 3 月 21 日から 22 年 1 月 9 日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、A 社が保管している保険台帳によると、申立人は昭和 18 年 3 月 21 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、22 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び労働者年金保険被保険者台帳索引票において、前述の保険台帳

に記載されている労働者年金保険被保険者記号番号と同一の記号番号で、申立人が同社において昭和 18 年 3 月 21 日に労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日は確認できない。

また、申立人が申立期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得した C 社において払い出された厚生年金保険被保険者記号番号に係る同払出簿には、A 社における記号番号と重複取消処理が行われた旨が記載されている上、当該記号番号は申立人の基礎年金番号に統合されているにもかかわらず、同社に係る前述の被保険者記録はオンライン記録で確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は不適切であったと認められ、事業主は、申立人が昭和 18 年 3 月 21 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、22 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 社が保管する保険台帳の記録から、昭和 18 年 3 月から同年 7 月までは 40 円、同年 8 月から 19 年 7 月までは 50 円、同年 8 月から 21 年 3 月までは 90 円、同年 4 月から同年 12 月までは 330 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 1 月 10 日から同年 5 月 31 日までの期間について、事業主は、「保険台帳の記録から昭和 22 年 1 月 10 日を資格喪失日として届け出たと思われる。保険台帳で確認できる被保険者期間については、給与から厚生年金保険料を控除していたが、それ以外の期間については、関連資料が無いため不明である。」旨を回答しており、ほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成2年7月末日でA社を退職したが、退職月が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

給与支給明細書からは、平成2年7月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人がA社に平成2年7月31日まで勤務し、同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における平成2年7月の随時改定の記録及び前述の給与支給明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、この一方で、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成2年7月31日となっており、事業主が申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年6月まで

年金事務所の調査により申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間はA市で自営業を営んでおり、集金人が保険料を集金してくれていた。元夫とは同居していたが、年金については自身の保険料のみを納付していた。当時は若く、年金については何も考えず言われるがままに保険料を納付していた。調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料はA市で集金人に納付した。」と述べているが、申立人の所持している年金手帳及び国民年金被保険者台帳から昭和53年7月7日にB市からA市に住所変更されていること、及びオンライン記録により同年7月から保険料納付が開始されていることが確認でき、これより前である申立期間においては婚姻、転居に伴う国民年金に関する各種手続が行われた形跡はうかがえない。このことから申立期間にA市で申立人に対する納付書が発行されたとは考え難く、申立人が主張する納付方法では申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の元夫についても、同人に係る国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のオンライン記録から、昭和53年7月7日頃に加入手続が行われたと推認できる上、オンライン記録により、申立人と同様に同年7月の保険料から納付が開始されていることが確認できる一方で、申立期間に係る保険料については未納であることから、当該時期に夫婦共に加入等の手続を行い、手続後の保険料から納付を開始したと考えるのが自然であり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

亡夫の未払い年金の請求をするため年金事務所に行った際、自分の年金記録に未納の期間があることを知った。老後は年金しかないと考えていたため、未納とならないように気を付けて納付してきた。A社を退職した後も、すぐに国民年金の再加入手続を行ったはずである。申立期間についても納付しているはずなので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を退職後、すぐに国民年金の再加入手続を行った。」と述べているが、i) 国民年金被保険者名簿に「元 3.30 に昭和 63. 9.21 厚年喪失により①加入」と記載されていること、ii) 保険料を納付したいという申立人の希望により、任意加入対象者であるところを強制加入として処理した旨の経緯が記録されていること、iii) 平成元年 3 月 30 日付けで昭和 63 年 4 月から元年 3 月までの期間の国民年金保険料を一括納付していることを踏まえると、申立人が再加入手続を行ったのは平成元年 3 月 30 日頃と推認でき、この時点で申立期間①及び②の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、オンライン記録によると申立期間①及び②について、平成元年 4 月 17 日に納付書が発行されており過年度納付が可能であるところ、2 年 1 月 25 日に申立期間②を含む昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の納付書が再度発行されていることが国民年金被保険者名簿で確認できる。このことから、最初に発行された納付書では申立期間①及び②の保険料は納付されなかったと推認できる上、2 度目の納付書が発行された時点で申立期間①は時

効により保険料納付を行うことはできない。

さらに、申立期間②直前の昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間については、前述の 2 度目に発行された納付書で過年度納付したことが領収済通知書で確認できるところ、申立期間②については納付をうかがわせる事情が見当たらない上、平成 3 年*月に申立人が 60 歳に到達した後、国民年金被保険者台帳で納付状況が検認された際に申立期間①及び②は未納とされており、当該時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料は、付加保険料と合わせて私が夫婦二人分を郵便局で納付していた。しかし、申立期間について妻は付加保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の付加保険料は未納とされていることに納付できない。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の領収済通知書を見ると、「納付期間 自昭和 60 年 11 月分～至昭和 61 年 3 月分 合計額¥33,700」と記載され、昭和 61 年 7 月 28 日に同額が A 郵便局で納付されたことが確認できる。この 3 万 3,700 円は申立期間当時の定額保険料月額 6,740 円の 5 か月分相当額と一致している。なお、国民年金法によれば、付加保険料は納期限までに納めなければならないと定められていることから、申立期間について納期限を過ぎて同年 7 月 28 日に保険料を納付している状況を勘案すると、社会保険事務所（当時）では申立期間の過年度納付書について付加保険料を含まずに作成したものと考えられ、申立人は、当該納付書によって申立期間に係る定額保険料のみを納付したものと考えられる。

また、申立人は夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと述べており、昭和 60 年度以外の納付状況は申立人の主張どおり一致するものの、申立期間については、申立人は前述の領収済通知書により昭和 61 年 7 月 28 日に、申立人の妻はオンライン記録により同年 4 月 16 日にそれぞれ納付していることが確認でき、夫婦で異なる日に納付したことが確認できる。

さらに、申立人の B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の欄には付加保険料の納付があったことを示す「附」印が押されていない一方、妻

の同名簿の昭和 60 年度欄には、その年度に未納の月が無い場合に翌年の 4 月末日をもって「定額・附加この年度完納」印が押されていることが確認でき、同名簿においても夫婦の納付状況が異なり、申立期間の付加保険料が納付された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの期間及び47年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年3月まで
② 昭和47年7月から49年3月まで

私の年金記録を確認すると、申立期間が未納となっているが、私の国民年金に係る手続を行っていた父又は兄が、申立期間の保険料を納付しているはずである。仮に、経済的事情等で納付ができなかった場合でも、全額免除となっているはずである。私の申立期間前後の記録も参考にして、審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金に係る手続を行っていた父又は兄が、申立期間の保険料を納付しているはずである。仮に納付ができなかった場合でも、全額免除となっているはずである。」と述べているところ、申立人の国民年金に係る手続等を行っていた申立人の兄及びその妻（以下「兄夫婦」という。）は、申立期間①について申請免除期間となっており保険料を納付していない上、申立人の兄に申立期間①当時の状況を聴取しても、申立人についてのみ保険料を納付した事情はうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年6月1日に払い出されていることから、その頃に加入手続を行ったと推測されることから、国民年金の制度上、遡って保険料の免除を申請することはできないことから、手帳記号番号の払出日からみれば過年度となる申立期間①の保険料が免除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①当時、兄夫婦とは別の都道府県に居住しており国民年金に係る手続等に関与していないと述べているところ、申立人の

父親は既に死亡している上、申立人の国民年金に係る手続等を行っていた申立人の兄は当時の記憶が無く、申立人の保険料納付及び免除申請の状況等が不明である。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に保険料の納付又は免除を主張しているところ、申立期間②当時、申立人の国民年金に係る手続等を行っていた申立人の兄夫婦も、申立期間②は未納となっており、申立人についてのみ保険料納付及び免除申請を行った事情はうかがえない。

また、申立期間②が申請免除と記録されるためには、少なくとも2回の免除申請手続が必要となるが、A町（現在は、B市）及び社会保険事務所（当時）において、連続して事務的過誤が生じたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②当時、兄夫婦とは別の都道府県に居住しており国民年金に係る手続等に関与していないと述べているところ、申立人の父親は既に死亡している上、申立人の国民年金に係る手続等を行っていた申立人の兄は当時の記憶が無く、申立人の保険料納付及び免除申請の状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと、又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたこと、又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年から 53 年頃まで

私は、昭和 52 年頃の半年程度の期間において、A社に勤務し、運搬作業をしていた。建設現場において、川底の石を大量に運搬したことをよく覚えている。

厚生年金保険の記録が確認できないが、A社に勤務していたことは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容及び同僚の氏名を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、事業主の妻に照会したところ、「申立期間当時、入社時に試用期間を設けていた。正社員についても、全ての者を厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と述べている上、複数の同僚は、勤務した当初は正社員ではなく厚生年金保険にも加入できず、3か月から半年程度の試用期間があり、正社員になった後も厚生年金保険の加入は希望制であった旨の証言をしており、これは、当該同僚の厚生年金保険の加入記録が自身の記憶する入社時期と相違していること、及び長期間にわたって加入記録が無いことから裏付けられる。

また、A社に唯一残されていた当時の人事記録の中に申立人の氏名は見当たらない上、申立人に係る同社における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間に国民年金保険料を納

付していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。